● 第2章 既存建築物の耐震化の状況

1. 住宅の耐震化状況

(1)住宅の建て方別・建築時期別戸数の推移

- ➤ 平成 30 年住宅・土地統計調査*によると、本県の住宅総戸数は 617,600 戸で、このうち居 住世帯ありが 529,000 戸となっています。この居住世帯ありのうち、耐震性が不十分と考え られる昭和 55 年以前に建築された住宅は 152,468 戸、29%を占めています。(建築時期不詳 は比例配分しています。)
- ➤ 住宅の建て方別・建築時期別戸数の推移をみると、昭和 55 年以前に建築された住宅は戸建 住宅、共同住宅等を合わせて平成 20 年から 30 年の過去 10 年間で 36,600 戸減少しています。
- ▶ 今後もこの傾向が続くものと仮定すると、昭和 55 年以前に建築された住宅が耐震性を有す る住宅に全て建替えられるまでに、非常に長い年月がかかるものと想定されます。
 - 注)住宅の耐震化状況では、住宅・土地統計調査と同様に昭和 55 年以前、昭和 56 年以降の区分により推 計を行っています。

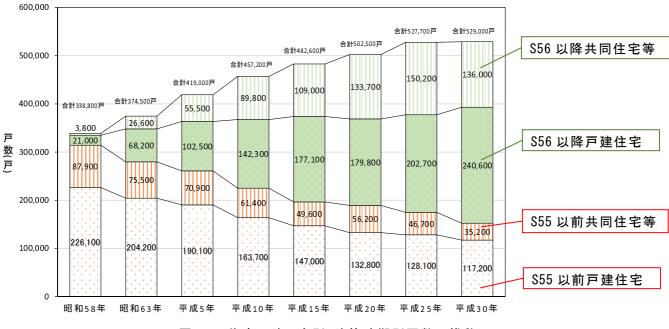


図 2-1 住宅の建て方別・建築時期別戸数の推移

(出典:住宅・土地統計調査) *建築時期不詳は S55 以前、S56 以降の構成比により配分している *図中の数値は十の位を四捨五入したものである

(2)住宅の耐震性の状況及び耐震診断*・改修の実績

①昭和 55 年以前の住宅のうち耐震性が不十分なものの割合

➤ 平成 20 年から 30 年の住宅・土地統計調査によると、耐震診断を実施した結果、昭和 55 年以前の戸建住宅のうち耐震性が不十分なものの割合は 70%、同じく共同住宅等のうち耐震 性が不十分なものの割合は 6%となっています。

②昭和 55 年以前に建築された持ち家一戸建住宅の耐震改修*工事の実績

- ➤ 平成 30 年住宅・土地統計調査によると、奈良県の昭和 55 年以前に建築された持ち家一戸 建住宅のうち、平成 26 年 1 月以降に耐震改修工事を実施した住宅は 3,041 戸(2.7%) であ を正応 440 三広告としたとしたた。
 - り、年平均 640 戸実施されたことになります。
 - 注) 年平均の計算: 平成 26 年 1 月~平成 30 年 10 月 1 日の期間に耐震工事をしたものであり、年平均戸 数は、[合計÷4 年 9 ヶ月×12 ヶ月] で算出

③公的補助を活用した耐震診断・改修の実績

- ➤ 本県は、平成15年度より市町村において昭和56年5月以前に建築された木造住宅を対象 として既存木造住宅耐震診断費用の補助を実施し、県では平成17年度より、市町村が当該住 宅の所有者からの申請により、所有者負担なしで耐震診断員を派遣する「既存木造住宅耐震 診断支援事業」を実施しています(表 4-3 参照)。
- ▶ また、令和2年度現在、32市町村において木造住宅の耐震改修に対して補助を実施しています。
- ➤ 平成 31 年度までに公的補助*を活用した耐震診断*の実績は 4,157 件、耐震改修*の実績は 566 件となっており、国内で大地震が発生した年は件数が増加するものの、近年では耐震化 促進助成制度の活用が不十分な状況となっています。

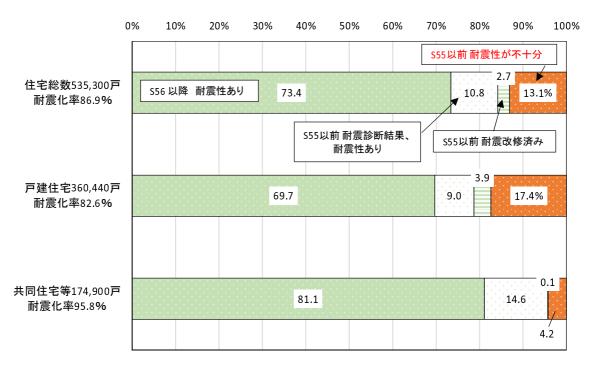
表 2-1 木造住宅の耐震診断*・耐震改修の実績

(単位:戸)

年次	実績数			
	耐震診断	耐震改修	備考	
平成 15 年	10	_		
平成 16 年	60	—		
平成 17 年	181	—	耐震診断:県制度創設	
平成 18 年	476	17		
平成 19 年	470	29	耐震改修:県制度創設	
平成 20 年	452	32		
平成 21 年	314	28		
平成 22 年	208	39		
平成 23 年	332	51	H23.3 東日本大震災	
平成 24 年	286	67		
平成 25 年	278	63		
平成 26 年	218	46		
平成 27 年	172	35		
平成 28 年	226	48	H28.4 熊本地震	
平成 29 年	148	41		
平成 30 年	208	29	H30.6 大阪府北部地震	
平成 31 年	118	41		
Ħ	4,157	566		

(3)住宅の耐震化率の状況

- ▶ P.7の(2)に示すとおり、昭和 55年以前に建築された住宅の中にも耐震診断*の結果、 耐震性を有するものがあります。
- ▶ P.7の(2)①の耐震診断結果で耐震性を有する住宅(戸建住宅 30%、共同住宅等 94%) と耐震改修*の実績から、令和 2 年現在の耐震性を有する住宅の割合を推計すると、住宅全 体では 86.9%、戸建住宅では 82.6%、共同住宅等(共同住宅、長屋建・その他)では 95.8% となります。



(出典:平成 30 年住宅・土地統計調査をもとに推計)

推計方法:国の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会 とりまとめ」(令和2年5月)で示された住宅の耐震化率の推計方法 *住宅総数は十の位以下を四捨五入したものである

図 2-2 令和 2年現在の住宅の耐震化状況

2. 多数の者が利用する民間建築物等の耐震化状況

(1)多数の者が利用する民間建築物の耐震化現状

- > 多数の者が利用する民間建築物は 3,300 棟あり、昭和 56 年 5 月以前の建築物は 1,010 棟となっています。
- ▶ 昭和 56 年 5 月以前の建築物のうち、耐震性ありは 700 棟と推計されます。
- ➤ 以上から、耐震化率は約 91%と推計されます。

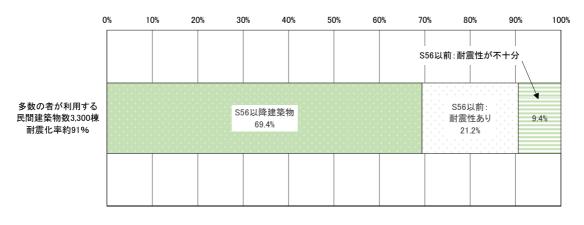


図 2-3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の状況(令和2年調査)

(2) 危険物を取り扱う民間建築物の耐震化状況

- ▶ 危険物を取り扱う民間建築物(政令で定める数量以上のもの)の状況は、昭和56年5月以前に建築されたものが119棟となっています。
- ▶ 内訳をみると、ガソリンスタンドが 57棟、その他危険物が 62棟あります。

(3) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化状況

- ➤ 奈良県緊急輸送道路ネットワーク図(平成30年4月)に記載されている緊急輸送道路沿道で、 地震時に道路閉塞の可能性のある建築物のうち、昭和56年5月以前の建築物は463棟となってい ます。
- ➤ また、市町村は、市町村耐震改修促進計画の中で、道路沿道の建築物の耐震化を進めるべき避難路を定めることができます。当該避難路を定めた場合は、道路閉塞をさせる可能性のある建築物について調査することとします。

表 2-2 多数の者が利用する建築物等一覧

			規模要件
		小学校、中学校、義務教育学校、中等教育	階数2以上かつ1,000㎡以上
	学校	学校の前期課程、特別支援学校	(屋内運動場の面積を含む。)
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	体育館(一般公	共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上
	ボーリング場、	スケート場、水泳場その他これらに類する	階数3以上かつ1,000㎡以上
	運動施設		
	病院、診療所		
		映画館、演芸場	
	集会場、公会営	<u> </u>	-
	展示場		-
	卸売市場		
		r ットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館		-
		同住宅に限る。)、寄宿舎下宿	-
多数の者			
が利用す		人短期入所施設、福祉ホームその他これら	階数2以上かつ1,000m以上
る建築物 (法第14	に類するもの	マー、児童厚生施設、身体障害者福祉センタ	
条第1		・一、児里厚生施設、身体障害有福祉センタ いらに類するもの	
号)		f、幼保連携型認定こども園	
	博物館、美術館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	遊技場		
	公衆浴場		
		、レー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホー	
	ルその他これら		
		貸衣装屋、銀行その他これらに類するサー	
	ビス業を営む応		
	工場(危険物の	貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	
	を除く。)		
	車両の停車場る	または船舶もしくは航空機の発着場を構成	
		客の乗降または待合の用に供するもの	
	自動車車庫その)他の自動車または自転車の停留、または駐	
	車のための施設		
	保健所、税務署	暑その他これに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第14条第2号)		易の用途に供する建築物(法第14条第2号)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、 又は処理する全ての建築物
			耐震改修促進計画で指定する重要な避難
 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物(法第14条第3号)			路の沿道建築物であって、前面道路の幅員
「	国応寺の避難路沿	日担建業物(広弗14余弗3号)	の1/2超の高さの建築物(道路幅員が 12
			m以下の場合は6m超)

3. 公共建築物の耐震化状況

(1)県有建築物

- 本計画で対象とする建築物は、軽易な建築物(車庫、倉庫、屋外便所等)や育成用、飼育 用などの温室、畜舎及び単独の公衆便所、休憩所を除いた耐震対策の必要な対象建築物は 1,719棟です。
- ▶ 学校は避難場所等として活用され、庁舎では被害情報収集や災害対策指示を行うなど、多くの県有建築物が災害時に応急活動の拠点として活用されることから、建築物の持つ防災上
 - の役割ごとに下記①から④に分類しています。
 - ①災害応急対策活動に必要な施設
 - ②避難所として位置づけられている施設
 - ③人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設
 - ④その他一般施設
- ➤ 耐震対策の対象建築物における耐震化の状況は、合計 1,719 棟のうち、耐震性有り 1,644 棟、耐震対策が必要 75 棟で耐震化率(耐震性を有する建築物の比率)は 96%です。(令和 3 年 3 月現在)
- ▶ 今後も診断等の結果及び県資産の有効活用を踏まえ、改修の実施を進めていきます。また、 耐震診断未実施施設については活用方針に応じ順次実施していくものとします。

分類	施設数(棟)	耐震性あり(棟)	耐震化率
 災害応急対策活動に必要な施設 	142		96%
(庁舎、警察署、病院等)	142		
②避難所として位置づけられている施設	53		
(学校(体育館)等)		1 644	
③人命及び物品の安全性確保が特に必要		1,644	90 %
な施設	503		
(文化会館、美術館、社会福祉施設等)			
④その他一般施設 (①~③以外の施設)	1,021		
計	1,719		

表 2-3 県有建築物の状況(令和3年3月現在)

➤ なお、本計画で対象とする県有建築物には、県立大学、総合リハビリテーションセンター、 総合医療センター、西和医療センターの独立行政法人等の建築物は含みません。これらの建築物のうち、耐震性が不十分な建築物については、所有者に対して、耐震改修などの耐震化 を早急に取り組むよう指導、助言します。

(2)市町村が所有する建築物

- ▶ 市町村が所有する建築物のうち、多数の者が利用する建築物に該当するものは合計 1,150 棟あり、うち昭和 56 年 5 月以前に建築されたものが 544 棟、耐震性が不足しているとされる 建築物が 82 棟で、耐震化率(耐震性有りの比率)は約 93%です。(令和 2 年 10 月県建築安 全推進課調べ)
- ▶ 市町村が所有する多数の者が利用する建築物のうち、耐震改修促進法による要緊急安全確 認大規模建築物*は146施設となっています。